

私有自動車借上車両規定	マイカー通勤規定	私有自転車業務上借上規定
第 1 章 総 則 (目 的) 第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人町田ヒューマンネットワーク（以下、単にMHNという。）の従業員が、マイカーを業務上に使用する場合の取扱いについて定めたものである。 2 この規程に定めのない事項については、道路交通法その他の関係諸法の定めるところによる。 (規則遵守の義務) 第 2 条 マイカーの業務上使用を許可された者（以下「運転者」という）は、この規程を遵守し、常に安全運転と事故防止に努めるとともに、業務の円滑な遂行に努めなければならない。 (適用範囲) 第 3 条 この規程は、MHN の従業員（職員、ヘルパー職員）に適用する。 (用語の定義) 第 4 条 この規程で用いる用語について、次のとおり定義する。 (1)「マイカー」とは、従業員が所有する自家用自動車をいい、自動二輪車、原動機付自転車を含むものとする。 (2) 前号に定める「自家用自動車」とは、自動車検査証における「使用者」が、従業員本人または同居の親族の名義となっている車両をいう。	第 1 章 総 則 (目 的) 第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人町田ヒューマンネットワーク（以下、単に MHN という。）の従業員が、マイカーを通勤に使用する場合の取扱いについて定めたものである。 2 この規程に定めのない事項については、道路交通法その他の関係諸法令の定めるところによる。 (規則遵守の義務) 第 2 条 マイカーを通勤に使用することを許可された者（以下「運転者」という）は、この規程を遵守し、常に安全運転と事故防止に努めなければならない。 (適用範囲) 第 3 条 この規程は、MHN の従業員（職員、ヘルパー職員）に適用する。 (用語の定義) 第 4 条 この規程で用いる用語について、次のとおり定義する。 (1)「マイカー」とは、従業員が所有する自家用自動車をいい、自動二輪車、原動機付自転車を含むものとする。 (2) 前号に定める「自家用自動車」とは、自動車検査証における「使用者」が、従業員本人または同居の親族の名義となっている車両をいう。 (3)「マイカー通勤」とは、運転者が所定の就業のためマイカーを使用して自宅と就業の場所との間を合理的な経路で往復する行為をいい、業務の性質を有するものを除くものとする。	第 1 章 総 則 (目的) 第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人町田ヒューマンネットワーク（以下、単に MHN という。）の自転車通勤及び自転車の業務使用に関する事項を定めたものである。 2 この規程に定めのない事項については、道路交通法その他の関係諸法の定めるところによる。 (規則遵守の義務) 第 2 条 私有自転車を通勤に使用することを許可された者（以下「運転者」という）は、この規程を遵守し、常に安全運転と事故防止に努めなければならない。 (適用範囲) 第 3 条 この規程は、MHN の従業員（職員、ヘルパー職員）に適用する。 (用語の定義) 第 4 条 この規程で用いる用語について、次のとおり定義する。 「自転車」とは、防犯登録証における名義が従業員本人または同居の親族の名義となっている自転車をいい、電動アシスト自転車を含むものとする。 2 本規程は、もっぱら通勤のために使用する自転車、合理性のある自転車の業務使用について規定する。

第 2 章 車両管理体制 (車両管理責任者) 第 5 条 MHN は、常勤の理事の中から、車両管理責任者 1 名を選任する。 2 前項の定めにかかわらず、別に定める社有車管理規程またはマイカー通勤規程により、すでに選任されているときは、この限りでない。 (車両管理責任者の業務) 第 6 条 車両管理責任者は、次の業務を行う。 (1) マイカー業務上使用許可またはその取り消し (2) マイカー業務上使用中または本規程第 14 条に規定する通勤中に発生した事故の処理 (3) 上記事項の代表理事への報告 2 車両管理責任者は、必要に応じて前項に定める事項の事務の全部または一部を通勤管理部署に行わせることができる。 (運転月報) 第 7 条 車両管理責任者は、運転月報を作成し備え付ける。 2 車両管理責任者が指示した者に運転月報の管理を行うこととする。 3 運転月報の管理を指示された者は、次項に定める運転月報の内容を確認の上、毎月 10 日に通勤管理部署へ提出することとする。 4 運転者は、マイカーを業務上使用したつど、遅滞なく出勤簿に次に掲げる事項を記入し、所属長に提出しなければならない。 (1) 使用日 (2) 運転の開始及び終了の時刻 (3) 運転者氏名及び従業員コード (4) 使用目的、経路及び目的地 (5) 使用時の走行距離	第 2 章 車両管理体制 (車両管理責任者) 第 5 条 MHN は、常勤の理事の中から、車両管理責任者 1 名を選任する。 2 前項の定めにかかわらず、別に定める社有車管理規程またはマイカー業務上使用管理規程により、すでに選任されているときは、この限りでない。 (車両管理責任者の業務) 第 6 条 車両管理責任者は、次の業務を行う。 (1) マイカー通勤許可またはその取り消し (2) マイカー通勤中に発生した事故の処理 (3) 上記事項の代表理事への報告 2 車両管理責任者は、必要に応じて前項に定める事項の事務の全部または一部を通勤管理部署に行わせることができる。	
--	--	--

第 3 章 申請手続き及び許可等 (許可申請の要件) 第 8 条 マイカー業務上使用の許可申請は、次の各号に定めるすべての要件に該当する従業員に限り申請することができる。ただし、MHN が必要と認めた場合には、この限りでない。 (1) 申請者にかかる要件 ① 運転経験が 1 年以上あり、過去 1 年以内に自己の責任による重大な交通事故または交通法規違反がないこと。 (2) マイカーにかかる要件 ① 登録後の年数が 8 年以内かつ通算の走行距離が 10 万 k m 以内であること。 ② 次の自動車任意保険に加入していること。 <table><tr><td>a</td><td>対人賠償額</td><td>無制限</td></tr><tr><td>b</td><td>対物賠償額</td><td>無制限</td></tr><tr><td>c</td><td>搭乗者傷害または人身傷害補償特約</td><td>1000 万円以上</td></tr></table> (申請手続き) 第 9 条 申請者は、マイカー業務上使用の必要が生じた都度、「マイカー使用申請書兼誓約書」により MHN を経由して車両管理責任者に申請し、原則として使用日の前日までに許可を受けなければならない。 2 前項の定めにかかわらず、緊急の必要がある場合には、事前に MHN の承認を得て使用することができる。この場合、使用後直ちに申請手続を行うものとする。 (必要書類の提出) 第 1 0 条 申請者は、前条の申請に際して、次の書類を添付しなければならない。	a	対人賠償額	無制限	b	対物賠償額	無制限	c	搭乗者傷害または人身傷害補償特約	1000 万円以上	第 3 章 申請手続き及び許可等 (許可申請の要件) 第 7 条 マイカー通勤の許可申請は、次の各号に定めるすべての要件に該当する従業員に限り申請することができる。ただし、MHN が必要と認めた場合には、この限りでない。 (1) 申請者にかかる要件 交通の便宜上、自動車の通勤が必要ある者で運転経験が 1 年以上あり、過去 1 年以内に自己の責任による重大な交通事故または交通法規違反がないこと。 (2) 交通の便宜上、マイカーの通勤が必要である者で自宅から職場又は最寄りの駅まで 2 km 以上ある者。 (3) マイカーにかかる要件 ①登録後の年数が 8 年以内かつ通算の走行距離が 10 万 k m 以内であること。 ②次の自動車任意保険に加入していること。 <table><tr><td>a</td><td>対人賠償額</td><td>無制限</td></tr><tr><td>b</td><td>対物賠償額</td><td>無制限</td></tr><tr><td>c</td><td>搭乗者傷害または人身傷害補償特約</td><td>1000 万円以上</td></tr></table> (申請手続き) 第 8 条 申請者は、「マイカー使用申請書兼誓約書」により MHN を経由して車両管理責任者に申請し、原則として使用日の前日までに許可を受けなければならない。 2 前項の定めにかかわらず、緊急の必要がある場合には、事前に MHN の承認を得て使用することができる。この場合、使用後直ちに申請手続を行うものとする。 (必要書類の提出) 第 9 条 申請者は、前条の申請に際して、次の書類を添付しなければならない。	a	対人賠償額	無制限	b	対物賠償額	無制限	c	搭乗者傷害または人身傷害補償特約	1000 万円以上	第 2 章 申請手続き及び許可等 (許可申請の要件) 第 5 条 自転車通勤の許可申請は次の各号に定めるすべての要件に該当する従業員に限り申請するとができる。ただし、MHN が認めたときは、この限りでない。 (1) 申請者にかかる要件 過去 1 年以内に自己の責任による重大な交通事故または交通法規違反がないこと。 (2) 交通の便宜上、自転車の通勤が必要である者で自宅から職場又は最寄りの駅まで 2 km 以上ある者。 (3) 自転車にかかる要件 個人賠償責任保険その他、次に相当する民間保険に加入しなければならない。 <table><tr><td>a</td><td>対人賠償</td><td>10,000 万円以上</td></tr><tr><td>b</td><td>対物賠償</td><td>10,000 万円以上</td></tr></table> (申請手続き) 第 6 条 申請者は、「自転車使用申請書兼誓約書」により MHN を経由して車両管理責任者に申請し、原則として使用日の前日までに許可を受けなければならない。 2 前項の定めにかかわらず、緊急の必要がある場合には、事前に MHN の承認を得て使用することができる。この場合、使用後直ちに申請手続を行うものとする。 (必要書類の提出) 第 7 条 申請者は、前条の申請に際して、次の書類を添付しなければならない。	a	対人賠償	10,000 万円以上	b	対物賠償	10,000 万円以上
a	対人賠償額	無制限																								
b	対物賠償額	無制限																								
c	搭乗者傷害または人身傷害補償特約	1000 万円以上																								
a	対人賠償額	無制限																								
b	対物賠償額	無制限																								
c	搭乗者傷害または人身傷害補償特約	1000 万円以上																								
a	対人賠償	10,000 万円以上																								
b	対物賠償	10,000 万円以上																								

(1) 運転免許証の写し (2) 自家用自動車（任意）保険証書の写し (3) 自家用自動車検査証の写し 2 前項の定めにかかわらず、過去にマイカー業務上使用またはマイカー通勤の許可を受けたことがある者ですでに提出済みの書類、ならびに MHN が認めた書類については提出を省略することができる。ただし、前項各号のいずれかの内容に変更が生じた場合は、変更が生じた書類を添付しなければならない。 (使用許可) 第 1 1 条 MHN は、申請者から本規程第 9 条の申請があったものについて、MHN が必要と認めた場合に、マイカーの業務上使用を許可する。 (使用許可証の交付・掲示) 第 1 2 条 MHN は、前条の定めに基づいてマイカーの業務上使用を許可したときは、申請者に「マイカー業務上使用許可証」を交付する。 2 運転者は、マイカー業務上使用の間、運転席の見やすい位置に、「マイカー業務上使用許可証」を掲示して置かなければならない。 (マイカーの駐車) 第 1 3 条 駐車スペースがない場合は近隣のコインパーキングに駐車するものとし、MHN は駐車代として、1 件につき 1, 5 0 0 円（交通費含む）を上限として支給するものとする。 2 路上駐車をしてはならない。	(1) 運転免許証の写し (2) 自家用自動車（任意）保険証書の写し (3) 自家用自動車検査証の写し 2 前項の定めにかかわらず、過去にマイカー業務上使用またはマイカー通勤の許可を受けたことがある者で、すでに提出済みの書類ならびに MHN が認めた書類については提出を省略することができる。ただし、前項各号のいずれかの内容に変更が生じた場合に、変更が生じた書類を添付しなければならない。 (使用許可) 第 1 0 条 MHN は、申請者から第 8 条の申請があったものについて、MHN が必要と認めたときは、マイカーの通勤使用を許可する。 (使用許可証の交付・掲示) 第 1 1 条 MHN は、前条の定めに基づいてマイカーの通勤使用の許可をしたときは、申請者に「マイカー通勤使用許可証」を交付する。 2 運転者は、マイカーを通勤に使用する間、運転席の見やすい位置に、「マイカー通勤使用許可証」を掲示しておかなければならない。 (マイカーの駐車) 第 1 2 条 駐車スペースがない場合は近隣のコインパーキングに駐車すること。MHN は駐車代として、1 件につき 1, 5 0 0 円（交通費含む）を上限として支給するものとする。 2 路上駐車をしてはならない。	(1) 自転車（任意）保険証書の写し (2) 自転車登録証の写し 2 前項の定めにかかわらず、過去に自転車業務上使用または自転車通勤の許可を受けたことがある者で、すでに提出済みの書類ならびに MHN が認めた書類については提出を省略することができる。ただし、前項各号のいずれかの内容に変更が生じた場合に、変更が生じた書類を添付しなければならない。 (使用許可) 第 8 条 MHN は、申請者から第 6 条の申請があったものについて、MHN が必要と認めたときは、自転車通勤使用を許可する。 (使用許可証の交付・掲示) 第 9 条 MHN は、前条の定めに基づいて自転車通勤使用の許可をしたときは、申請者に「自転車通勤使用許可証」を交付する。 2 運転者は、自転車を通勤に使用する間、「自転車通勤使用許可証」を身に着けておかなければならない。 (自転車の駐輪) 第 1 0 条 駐輪スペースがない場合は近隣の有料駐輪場に駐輪すること。MHN は駐輪代として、1 件につき 1, 5 0 0 円（交通費含む）を上限として支給するものとする。 2 路上駐輪をしてはならない。 (自転車の無断駐輪禁止)
--	--	--

(マイカー業務上使用に伴う通勤) 第 1 4 条 運転者は、マイカーの業務上使用に伴って必要がある場合には、マイカーを通勤に使用することができる。 2 前項に定める「通勤」とは、運転者が所定の就業のため自宅と就業の場所との合理的な経路で往復する行為をいい、業務の性質を有するものを除くものとする。 3 本条に定める通勤に際しては、別に定めるマイカー通勤規程の第 4 章「運転者の遵守事項」、第 5 章「費用の負担」及び第 6 章「事故の取扱い等」の定めを準用する。 (休日・休暇中の使用の禁止) 第 1 5 条 運転者は、原則として休日・休暇中に社有車を業務に使用してはならない。 2 前項の定めにかかわらず、MHN が必要と認めたときはこの限りではない。この場合にも、運転者は本規程第 9 条に定める申請手続を行うものとする。 (許可の取り消し) 第 1 6 条 MHN は、運転者が次の各号に該当するとき、マイカー業務上使用の許可を取り消すことがある。 (1) 本人の責めに帰する重大な交通事故を起こしたとき。	(業務上使用の禁止) 第 1 3 条 運転者は、マイカーを業務に使用してはならない。 但し、別に定めるマイカー業務上使用規程第 11 条により許可を受けた場合には、この限りではない。 (許可の取り消し) 第 1 4 条 MHN は、運転者が次の各号に該当するとき、マイカー通勤の許可を取り消すことがある。 (1) 本人の責めに帰する重大な交通事故を起こしたとき。	第 1 1 条 自転車通勤をする者は、「自転車通勤許可申請書」を MHN に申請する際に、使用許可申請も同時に行い、MHN の許可を得るものとする。許可なく自転車を MHN の駐輪場または構内に駐車してはならない。 2 駐輪場の使用を許可された車両を変更する場合、駐輪場を使用する必要がなくなった場合には、速やかにその旨を MHN に届け出るものとする。 (許可の取り消し) 第 1 2 条 MHN は、運転者が次の各号に該当するとき、自転車通勤の許可を取り消すことがある。
---	---	---

(2) 次条に定める運転者の心得が守られていないと車両管理責任者が判断したとき。 (3) その他、MHN が必要と判断したとき。 第 4 章 運転者の遵守事項 (運転者の心得) 第 1 7 条 運転者は、マイカー業務上使用に当たり、この規程及び道路交通法その他の関係諸法令を遵守するとともに、次の事項を厳守しなければならない。 (1) 運転免許証の携帯及び自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証の備え付けを確認すること。 (2) 安全運転に徹すること。 (3) 緊急時を除き、運転者以外の者にマイカーの運転を委ねないこと。 (4) 運転前及び運転中に医薬品等の服用をしないこと。 (5) 運転中に飲食や携帯電話等の使用をしないこと。 (6) 疲労を感じたときは速やかに休憩を取ること。 (7) その他、車両管理責任者及び MHN の指示に従うこと。 2 前項各号に定める心得を怠ったことによって生じた結果の責任の一切は本人に帰属するものとする。 (運転の禁止) 第 1 8 条 運転者は次の各号に該当するときは、マイカー業務上使用許可に基づく運転をしてはならない。 (1) 飲酒をしたとき。 (2) 過労、病気のため心身が疲労しているとき。 (3) マイカーが整備不良（装置の不備、調整の不完全等）のとき。 (4) 台風、洪水、大雪等、天候が著しく不順のとき (5) その他道路交通法令により禁止されている事項に該当するとき。 2 前項の定めにかかわらず、運転者は、運転中健康に異常をきたしたときは運転を中止し、直ちに所属長に報告し、指示	(2) 次条に定める運転者の心得が守られていないと車両管理責任者が判断したとき。 (3) その他、MHN が必要と判断したとき。 第 4 章 運転者の遵守事項 (運転者の心得) 第 1 5 条 運転者は、マイカー通勤に当たり、この規程及び道路交通法その他の関係諸法令を遵守するとともに、次の事項を厳守しなければならない。 (1) 運転免許証の携帯及び自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証の備え付けを確認すること。 (2) 安全運転に徹すること。 (3) 緊急時を除き、運転者以外の者にマイカーの運転を委ねないこと。 (4) 運転前及び運転中に医薬品等の服用をしないこと。 (5) 運転中に飲食や携帯電話等の使用をしないこと。 (6) 疲労を感じたときは速やかに休憩を取ること。 (7) その他、車両管理責任者及び所属長の指示に従うこと。 2 前項各号に定める心得を怠ったことによって生じた結果の責任の一切は本人が負うものとする。 (運転の禁止) 第 1 6 条 運転者は次の各号に該当するときは、マイカー通勤許可に基づく運転をしてはならない。 (1) 飲酒をしたとき。 (2) 過労、病気のため心身が疲労しているとき。 (3) マイカーが整備不良（装置の不備、調整の不完全等）のとき。 (4) 台風、洪水、大雪等、天候が著しく不順のとき (5) その他道路交通法令により禁止されている事項に該当するとき。 2 前項の定めにかかわらず、運転者は、運転中健康に異常をきたしたときは運転を中止し、直ちに MHN に報告し、その	(1) 本人の責めに帰する重大な交通事故を起こしたとき。 (2) 次条に定める運転者の心得が守られていないと車両管理責任者が判断したとき。 (3) その他、MHN が必要と判断したとき。 第 3 章 運転者の遵守事項 (運転者の心得) 第 1 3 条 運転者は、自転車通勤、業務使用に当たり、この規程及び道路交通法その他の関係諸法令を遵守するとともに、次の事項を厳守しなければならない。 (1) 安全運転に徹すること。 (2) 緊急時を除き、運転者以外の者に自転車の運転を委ねないこと。 (3) 運転前及び運転中に医薬品等の服用をしないこと。 (4) 運転中に飲食や携帯電話等の使用をしないこと。 (5) 疲労を感じたときは速やかに休憩を取ること。 (6) その他、車両管理責任者及び所属長の指示に従うこと。 2 前項各号に定める心得を怠ったことによって生じた結果の責任の一切は本人が負うものとする。 (運転者の禁止事項) 第 1 4 条 私有自転車を使用する場合は、この規程及び道路交通法その他の関係諸法令を遵守するとともに、次の事項を厳守しなければならない。 (1) 業務時間中に私用で自転車を使用すること (2) 飲酒運転 (3) 心身の過度の疲労等、正常な運転が困難と予想される状態で運転すること (4) 制動装置（ブレーキ）の不良その他の整備不良のある自転車を運転すること (5) 携帯電話等の使用、傘をさすなど危険な体勢で運転するこ
--	--	--

に従うこととする。 第 5 章 費用の負担 (燃料費の支給) 第 1 9 条 MHN は、運転者に対し、次の算式により算定した額の燃料費を支払う。 <u>「燃料費＝1km あたり 20 円×走行距離(km)」</u> 2 第 1 項の算式のうち、「走行距離」とはマイカーを業務上及び業務に伴い必要となる通勤に使用したときの距離をいう。なお、距離の算出において 1 k m 未満の端数が生じたときは、小数点第 2 位を四捨五入する。 3 燃料費の支給は、当月 1 日から当月末日までの走行距離を集計し、翌月 25 日に行う。 (費用の負担) 第 2 0 条 前条の他、マイカーの業務上使用に伴って発生する有料駐車場（1 件につき上限 1,500 円（燃料費含む））及び有料道路通行料等の費用は、MHN が認めた場合に限り支給する。 2 前項の場合、運転者は、マイカー業務上使用終了後、出勤簿に記載し月ごとに MHN に請求することができる。 第 6 章 事故の取扱い等 (事故発生時の措置) 第 2 1 条 マイカー業務上使用中に事故が発生した場合、運転者は、事故の大小にかかわらず、直ちに次の緊急措置をとるとともに、速やかに所属長を経由して車両管理責任者に連絡し、その指示を受けなければならない。 (1) 人身事故の場合には、負傷者の手当を優先すること。 (2) 証人の確保に努めること。 (3) 最寄りの警察署、派出所に連絡し、警察官の指示に従うこと。	指示に従うこととする。 第 5 章 費用の負担 (通勤手当の支給) 第 1 7 条 MHN は、運転者に対し、次の算式により算定した額の燃料費を支払う。 <u>「燃料費＝1km あたり 20 円×走行距離(km)」</u> 2 第 1 項の算式のうち、「走行距離」とはマイカーを通勤に使用したときの距離をいう。なお、距離の算出において 1 k m 未満の端数が生じたときは、小数点第 2 位を四捨五入する。 3 燃料費の支給は、当月 1 日から当月末日までの走行距離を集計し、翌月 25 日に行う。 (費用の負担) 第 1 8 条 前条の他、マイカーの通勤使用に伴って発生する有料駐車場（1 件につき上限 1,500 円（燃料費含む））及び有料道路通行料等の費用は、MHN が認めた場合に限り支給する。 2 前項の場合、運転者は、マイカー業務上使用終了後、出勤簿に記載し月ごとに MHN に請求することができる。 第 6 章 事故の取扱い等 (事故発生時の措置) 第 1 9 条 マイカー通勤中に事故が発生した場合、運転者は、事故の大小にかかわらず、直ちに、次の緊急措置をとるとともに、速やかに所属長を経由して車両管理責任者に連絡し、その指示を受けなければならない。 (1) 人身事故が発生した場合には、負傷者の手当を優先すること。 (2) 証人の確保に努めること。	と (6) その他、道路交通法その他交通法規に違反する行為 2 前項の事項に該当する行為をした場合、自転車通勤の許可を取り消すことがある。 第 4 章 費用の負担 (通勤手当の支給) 第 1 5 条 MHN は、運転者に対し、次の算式により算定した額の燃料費を支払う。 <u>「燃料費＝1km あたり 20 円×走行距離(km)」</u> 2 第 1 項の算式のうち、「走行距離」とは自転車を業務上及び業務に伴い必要となる通勤に使用したときの距離をいう。なお、距離の算出において 1 k m 未満の端数が生じたときは、小数点第 2 位を四捨五入する。 3 燃料費の支給は、当月 1 日から当月末日までの走行距離を集計し、翌月 25 日に行う。 (費用の負担) 第 1 6 条 前条の他、私有自転車の使用に伴って発生する有料駐輪場（1 件につき上限 1,500 円）の費用は、MHN が認めた場合に限り支給する。 2 前項の場合、運転者は、私有自転車を業務上使用終了後、出勤簿に記載し月ごとに MHN に請求することができる。 第 5 章 事故の取扱い等 (報告義務) 第 1 7 条 自転車使用中に事故が発生した場合、運転者は、事故の大小にかかわらず、直ちに、次の緊急措置をとるとともに、速やかに所属長を経由して車両管理責任者に連絡し、その指示を受けなければならない。 (1) 人身事故が発生した場合には、負傷者の手当を優先すること。
---	--	---

と。 (4) 事故証明書の交付を受けること。 (5) 保険会社に事故の状況を連絡すること。 (6) 事故現場の状況を記録し、第三者がかかわる事故の場合には、相手方運転手の住所、氏名、勤務先、電話番号、車両登録番号、免許証等の確認をすること。 (7) マイカー、相手車両双方の破損状態を確認すること。 (8) 加害・被害の別、人身傷害の有無を冷静に確認すること。 2 前項の事故が発生したときは、運転者は「自動車事故等報告書」を MHN に提出しなければならない。 3 MHN は、運転者から前項の報告書の提出があったときは、直ちに車両管理責任者に報告し、その指示を受けて事故後の処理に当たるものとする。 4 運転者が本条第 1 項及び第 2 項の措置を行うことができないときは、運転者の所属部署の MHN が事故状況の把握をし、車両管理責任者に報告を行うものとする。 5 MHN は、運転者が労働者災害補償保険法に定める業務災害または通勤災害による給付の請求を行うときは、必要な証明を行うものとする。 (個人示談の禁止) 第 2 2 条 運転者は、本規程第 11 条に定める許可を得てマイカーを使用している間に発生した事故については、当該事故の大小にかかわらず、自ら相手方と示談もしくは示談の交渉を行ってはならない。	(3) 最寄りの警察署、派出所に連絡し、警察官の指示に従うこと。 (4) 事故証明書の交付を受けること。 (5) 保険会社に事故の状況を連絡すること。 (6) 事故現場の状況を記録し、第三者がかかわる事故の場合には、相手方運転手の住所、氏名、勤務先、電話番号、車両登録番号、免許証等の確認をすること。 (7) マイカー、相手車両双方の破損状態を確認すること。 (8) 加害・被害の別、人身傷害の有無を冷静に確認すること。 2 前項の事故が発生したときは、運転者は「自動車事故等報告書」を MHN に提出しなければならない。 3 運転者が第 1 項の措置を行うことができないときは、運転者の所属部署の MHN が事故の状況を把握し、車両管理責任者に報告するものとする。 4 MHN は、運転者から第 2 項の報告書の提出があったときは、直ちに車両管理責任者に報告し、その指示を受けて事故後の処理に当たるものとする。 5 運転者が労働者災害補償保険法に定める通勤災害による給付の請求を行うときは、MHN は必要な証明を行う。 (事故の損害賠償) 第 2 0 条 MHN は、運転者のマイカー通勤途上で発生した事故については一切責任を負わない。 2 前項のほか、MHN は所定の駐車スペースにおける破損、盗難等の一切の事故 についても一切の責任を負わない。	(2) 証人の確保に努めること。 (3) 最寄りの警察署、派出所に連絡し、警察官の指示に従うこと。 (4) 事故証明書の交付を受けること。 (5) 保険会社に事故の状況を連絡すること。 (6) 事故現場の状況を記録し、第三者がかかわる事故の場合には、相手方運転手等の住所、氏名、勤務先、電話番号等の確認をすること。 (7) 自転車、相手方双方の破損状態を確認すること。 (8) 加害・被害の別、人身傷害の有無を冷静に確認すること。 2 前項の事故が発生したときは、運転者は「自動車事故等報告書」を MHN に提出しなければならない。 3 運転者が第 1 項の措置を行うことができないときは、運転者の所属部署の MHN が事故の状況を把握し、車両管理責任者に報告するものとする。 4 MHN は、運転者から第 2 項の報告書の提出があったときは、直ちに車両管理責任者に報告し、その指示を受けて事故後の処理に当たるものとする。 5 運転者が労働者災害補償保険法に定める通勤災害による給付の請求を行うときは、MHN は必要な証明を行う。 (事故の損害賠償) 第 1 8 条 MHN は、通勤途上で発生した事故については一切責任を負わない。 2 前項のほか、MHN は所定の駐車スペースにおける破損、盗難等の一切の事故 についても一切の責任を負わない。
--	--	--

(損害金の取扱い) 第 2 3 条 マイカー業務上使用中の事故に伴う対人・対物損害金の負担は、運転者本人が加入する自動車損害賠償責任保険及び任意保険の対人・対物保険を適用して行うものとする。 なお、MHN はマイカーの車両の損害について、一切責任を負わない。 2 マイカー業務上使用中の事故に伴う対人・対物損害に対する賠償については、運転者本人の保険を適用し、なお不足がある場合には、その不足分を MHN が負担する。 3 マイカー業務上使用の許可に基づくマイカー通勤中の事故に伴い発生した対人・対物損害金に対する賠償額については、運転者本人の保険を適用し、なお 不足がある場合には、その不足分は運転者が負担する。 4 本条第 2 項の定めにかかわらず、事故原因に本人の故意または重大な過失が認められる場合、MHN は、事故原因と過失の割合を確認のうえ、運転者本人に賠償不足分の全部または一部を負担させることができる。 5 本条第 3 項において、相手方から MHN に対して賠償の要求がなされたときは、一時 MHN が当該不足分を賠償することがあるが、その場合には事後 MHN から当該費用の全部または一部を運転者本人に求償する。 (MHN が補償しない場合) 第 2 4 条 MHN は、次の場合については、運転者に対して一切補償を行わない。 (1) 駐車中におけるマイカーの破損・汚損・盗難 (2) 運転者の故意または過失に起因する法令違反に対する罰金、科料 第 2 5 条 (運転権委譲の禁止) マイカーを他の従業員に使用させてはならない。	(損害金の取扱い) 第 2 1 条 マイカー通勤中の事故に伴う対人・対物損害金の負担は、運転者本人が加入する自動車損害賠償責任保険及び任意保険の対人・対物保険を適用して行うものとする。尚、MHN はマイカーの車両の損害について、一切責任を負わない。 2 事故の相手方から MHN に対して賠償の要求がなされたときは、一時 MHN が当該不足分を賠償することがあるが、その場合には事後 MHN から当該費用の全部または一部を運転者本人に求償する。 (MHN が補償しない場合) 第 2 2 条 MHN は、次の場合については、運転者に対して一切補償を行わない。 (1) 駐車中におけるマイカーの破損・汚損・盗難 (2) 運転者の故意または過失に起因する法令違反に対する罰金、科料 (3) マイカー通勤者が通勤途上に起こした事故 第 2 3 条 (運転権委譲の禁止) マイカーを他の従業員に使用させてはならない。	(損害金の取扱い) 第 1 9 条 自転車業務上使用中の事故に伴う対人・対物損害金の負担は、運転者本人が加入する償責任保険及び任意保険の対人・対物保険を適用して行うものとする。なお、MHN は自転車の損害について、一切責任を負わない。 2 自転車業務上使用中の事故に伴う対人・対物損害に対する賠償については、運転者本人の保険を適用し、なお不足がある場合には、その不足分を MHN が負担する。 3 自転車業務上使用の許可に基づく自転車通勤中の事故に伴い発生した対人・対物損害金に対する賠償額については、運転者本人の保険を適用し、なお 不足がある場合には、その不足分は運転者が負担する。 4 本条第 2 項の定めにかかわらず、事故原因に本人の故意または重大な過失が認められる場合、MHN は、事故原因と過失の割合を確認のうえ、運転者本人に賠償不足分の全部または一部を負担させることができる。 5 本条第 3 項において、相手方から MHN に対して賠償の要求がなされたときは、一時 MHN が当該不足分を賠償することがあるが、その場合には事後 MHN から当該費用の全部または一部を運転者本人に求償する。 (MHN が補償しない場合) 第 2 0 条 MHN は、次の場合については、運転者に対して一切補償を行わない。 (1) 駐輪中における私有自転車の破損・汚損・盗難 (2) 運転者の故意または過失に起因する法令違反に対する罰金、科料 (3) 自転車通勤者が通勤途上に起こした事故 第 2 1 条 (運転権委譲の禁止)
---	--	--

第 7 章 雑 則 (疑義・解決) 第 2 6 条 特別の事情のため、この規程によりがたい場合、及び適用上の疑義・解決は原則として理事長が行う。 (改 廃) 第 2 7 条 この規程の改廃は、理事長が行う。 (付 則) 第 2 8 条 この規程は、令和 2 年 11 月 1 日に制定、施行する。	第 7 章 雑 則 (疑義・解決) 第 2 4 条 特別の事情のため、この規程によりがたい場合、及び適用上の疑義・解決は原則として理事長が行う。 (改 廃) 第 2 5 条 この規程の改廃は、理事長が行う。 (付 則) 第 2 6 条 この規程は、令和 2 年 11 月 1 日に制定、施行する。	自転車通勤を認められた者は、その自転車を他の従業員に使用させてはならない。 第 6 章 雑 則 (疑義・解決) 第 2 2 条 特別の事情のため、この規程によりがたい場合、及び適用上の疑義・解決は原則として理事長が行う。 (改 廃) 第 2 3 条 この規程の改廃は、理事長が行う。 (付 則) 第 2 4 条 この規程は、令和 2 年 11 月 1 日に制定、施行する。
---	---	--